

26東子育発第188号
平成26年8月21日

東村山市保育料等審議会
会長 杉山 浩章 様

東村山市長
渡部 尚

子ども・子育て支援新制度における保育料等について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問いたします。

記

1．諮問内容

子ども・子育て支援新制度における保育所・認定こども園・幼稚園等の保育料及び児童クラブ使用料について

2．諮問理由

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度のもとで、保育所・認定こども園・幼稚園の補助制度が一本化され、施設を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されます。

新制度における保育所等の保育料については、世帯の所得状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の保育料の水準を基に国が定める水準を限度として、市町村が定めることになっております。

また、児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、新制度の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられており、使用料の検証が必要と考えております。

つきましては、新制度における保育所・認定こども園・幼稚園等の保育料及び児童クラブ使用料について、ご審議いただきたく諮問いたします。